

別紙6

(文 書 番 号)  
令和 年 月 日

〒□□□-□□□□  
(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

国税局

審理課長

⑩

について  
(令 . . . 付照会に対する回答)

(文案の例示)

標題のことについては、御照会に係る事実関係を前提とする限り、別添資料の回答内容と同様の取扱いとなります。

ただし、次のことを申し添えます。

- (1) 御照会にかかる事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。
- (2) この回答内容は 国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。